

1. 件名：日本原燃株式会社濃縮施設の運転再開に向けた取組みに係る面談
2. 日時：令和5年2月7日（火）10時25分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせスペース（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

伊藤統括監視指導官、平野主任監視指導官、福永原子力運転検査官、  
赤石行政事務研修員

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

大橋上席安全審査官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長、鈴木原子力運転検査官、山神原子力運転検査官、  
成谷原子力運転検査官

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部 部長 他5名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）から、運転再開時期を2月から5月に見直したことに伴い令和5年1月31日に届出があった工事計画の変更に関し、運転再開に向けた取組み状況について、主に以下の説明があった。

- ・新規制基準対応のハード面については、濃縮保全部長の指揮の下、設計及び工事の計画の認可に基づく工事を進めており、使用前事業者検査を4月下旬までに完了することを目指している。
- ・また、ソフト面については、濃縮運転部長の指揮の下、認可された保安規定を工事の制約等によって段階的に施行することとしている。自然災害発生時等の体制の変更、新規制基準対応に関連する運転操作及び異常時の対処に係る手順書の改訂についても、保安規定の段階的な施行と合わせて順次実施している。
- ・このほか、久しぶりの運転再開に向けた取組みとして、長期に停止していた設備については、試運転・動作確認又は点検、運転時の監視強化の実施を計画している。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の確認を行った。

- ・ソフト面の対応に関して、整備したとしている運転操作や異常時の対処に係る手順について、現状を確認したところ、原燃から、これらの手順書は成立性を確認したうえで改訂したこと、教育及び訓練を実施していること、不足等が確認されれば、手順を改善する旨の回答があった。
- ・濃縮施設の停止期間の長期化に伴い、ベテラン職員が減少し運転経験のない職員の割合が増加している状況を踏まえ、技術伝承の取組みを確認したところ、原燃から、手順書の記載の見直し、運転を経験した職員のノウハウの見える化等の技術伝承を進めている旨の回答があった。
- ・また、久しぶりの運転再開にあたり、未然に事故等を防ぐという点において、他施設のトラブル情報等を踏まえた対策の検討等の現状を確認したところ、原燃から、公開されているトラブル情報は、可能な限り収集し、必要な対策を講じているが、加工施設や化学プラント等の情報収集は、不十分などところがあるかもしれない旨の回答があった。
- ・本年の5月に運転再開を目指しているとのことだが、現在、一部の設備はまだ工事中であり、運転の監視強化などの運転再開に向けた取組みも計画段階にある状態である。対応すべきことが多く残っている中、運転再開までに取組みに対する全体の計画を作成しているのかを確認したところ、原燃から、運転再開までに実施する事項の全体計画をまだ作成していない旨の回答があった。

(3) 上述のやりとりを踏まえ、原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・原子力規制検査を実施するに当たり、運転再開までに実施するとしている事項について、全体工程、現状の進捗状況等が把握できる全体計画を示すこと。また、これらの実施にあたっては、安全を最優先に計画的かつ網羅的に取り組むことが大事であり、工程を優先し対応がおろそかにならないよう、それぞれの責任者がしっかりと役割を果たして欲しい。
- ・原燃再処理施設の供給液槽の安全冷却機能の喪失に係る法令報告事象等を踏まえ、濃縮施設における検査官への通報・連絡のあり方、労働基準監督署への情報提供について、具体的な運用を示すこと。
- ・本日現状の説明のあった保安規定の段階的な施行に合わせた教育・訓練の実施状況、長期停止設備の試運転や動作確認又は点検、運転時の監視強化等の具体的な取組みについては、原子力規制検査により確認する。また、必要に応じて、本庁の検査官も現場確認を行う。

(4) 原燃から、本日の面談におけるコメント等を踏まえ、適切に対応する旨回答があった。

## 6. 配布資料

資料1 ウラン濃縮工場再開に向けた取組み状況について